



様式改正のお知らせ

～自動車重量税還付申請書～

平成 27 年 1 2 月
国 税 庁
軽自動車検査協会

平成 28 年 1 月以後に提出する自動車重量税還付申請書（軽第 4 号様式の 3）については、社会保障・税番号制度の導入により、「個人番号又は法人番号」を記載していただく必要があります。

「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加された改正後の様式については、以下をご参照ください。（社会保障・税番号制度の概要については、裏面をご参照ください。）

なお、自動車重量税還付申請を伴わない解体届出（自動車検査証の返納を伴うものを含む）においては、改正前の様式を使用することもできます。

【改正後の様式】

【変更点】

申請者の「個人番号（12 桁）又は法人番号（13 桁）」を以下のように記載することとなります。

⑨ 個人番号又は法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※記載例は、申請者が法人の場合となります。

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

申請書を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申請書に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、パスポートなど（身元確認）

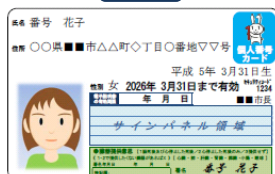
通知カード（イメージ）



表面

個人番号カード（イメージ）

裏面



- 代理人（申請者からの委任により申請書を提出する者）が個人番号を記載した申請書を提出する際は、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の個人番号確認が必要になります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例（代理人提出）》


- 委任状（代理権確認）＋代理人の運転免許証など（代理人の身元確認）
- ＋本人の個人番号カードの写し（本人の個人番号確認）

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・ マイナンバーコールセンター（マイナンバー総合フリーダイヤル）**0120-95-0178**（無料）
※ 平日9時30分～22時00分 土日祝9時30分～17時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

